

景文科技大学教員雇用契約

(人 208)

2008年01月08日 2007 学年度第 1 学期第 5 回本学教員評価委員会会議にて可決
2008年03月25日 2007 学年度第 2 学期第 1 回学務会議にて修正可決
2009年05月19日 2008 学年度第 2 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2009年06月09日 2008 学年度第 2 学期第 2 回学務会議にて修正可決
2010年10月22日 2010 学年度第 1 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2010年12月14日 2010 学年度第 2 回学務会議にて修正可決
2011年04月19日 2010 学年度第 2 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2011年04月26日 2010 学年度第 3 回学務会議にて修正可決
2012年05月15日 2011 学年度第 2 学期第 3 回本学教員評価委員会会議にて可決
2012年06月14日 2011 学年度第 4 回学務会議にて修正可決
2012年12月04日 2012 学年度第 1 学期第 3 回本学教員評価委員会会議にて可決
2012年12月11日 2012 学年度第 2 回学務会議にて修正可決
2014年04月15日 2013 学年度第 2 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2014年06月10日 2013 学年度第 4 回学務会議にて修正可決
2016年10月25日 2016 学年度第 1 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2016年12月06日 2016 学年度第 2 回学務会議にて修正可決
2017年07月28日 2016 学年度第 2 学期第 2 回臨時本学教員評価委員会会議にて可決
2017年10月03日 2017 学年度第 4 回管理会議にて修正可決
2017年10月17日 2017 学年度第 1 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2017年10月24日 2017 学年度第 1 回学務会議にて修正可決
2019年09月06日 2019 学年度第 1 学期第 1 回本学教員評価委員会会議にて可決
2019年10月15日 2019 学年度第 1 回学務会議にて修正可決
2021年04月20日 2020 学年度第 2 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2021年06月22日 2020 学年度第 4 回学務会議にて修正可決
2022年04月19日 2021 学年度第 2 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2022年06月07日 2021 学年度第 4 回学務会議にて修正可決

第 1 条 景文科技大学（以下、「本学」）は大学法第 19 条に従い「景文科技大学教員雇用契約」（以下、「本雇用契約」）を制定し、教員の権利と義務を規定し、関連規定がある場合を除き、全て本雇用契約に従うものとする。

第 2 条 本雇用契約でいう教員とは、教授、準教授、アシスタントプロフェッサー、講師、専門技術者を指す。

第 3 条 入職を予定する教員は、雇用要請書を受取った後、1 週間以内に雇用受諾書に記入し人事室に送付して登記する（郵送の場合は、消印の日付に従う）。期限までに雇用受諾書を提出しない場合、不可抗力の事故を除き、雇用に応じないものとみなし、雇用要請書は効力を生じない。新入教員は入職と同時に、全ての学歴証明書を提出し、規定表に記入し、人事室で入職手続を行う。

兼任教員の雇用期間は、原則として学期制とする。学期の途中で入職した場合、入職日から起算する。兼任教員が任職した後、本学の学生の受講選択者が一定基準に満たず、当該兼任教員の必要がなくなった場合、雇用期間の満了前に雇用契約を終了し、書面でその理由を明記する。

- 第 4 条 本学の専任教員として入職する場合、同時に他校の専任教員またはその他公立・私立機関の専任職務に就いてはならない。これに違反する場合、本学はその教員を解雇する。
- 第 5 条 専任教員の任用、給与階級、待遇、評価、実習、研修、賞罰、福利厚生、定年退職、補償、解雇、休暇申請、申立てなどは、全て本学の関連規定に従い、各規定は人事室ホームページで公布する。
- 第 6 条 専任教員の基本給（年功給）は公立の同級同種の学校の教員の基準に従う。学術研究付加給与は2022 年教育部公立大学教育人員学術研究付加給与基準（教授 62,300 元、準教授 48,080 元、アシスタントプロフェッサー 42,080 元、講師 33,210 元、助教諭 24,090 元）に従い支給し、本学教員学術研究付加給与級別実施規定に従い級分けする。
- 第 7 条 専任教員の毎週の授業時数：教授 8 時間、準教授 9 時間、アシスタントプロフェッサー 10 時間、講師 11 時間。兼任管理職者は、規定に従い時数を減らすことができるが、カレンダーに従い学校で兼任業務を処理する。
- 第 8 条 専、兼任教員の時間計算は本学の「時間計算方法と規範」の規定に従う。専任教員の超過時間と兼任教員の時間給支給額基準は次のとおりとする：
全日：教授 795 元、準教授685 元、アシスタントプロフェッサー 630 元、講師 575 元。夜間：教授 830 元、準教授 710元、アシスタントプロフェッサー 665 元、講師 615 元。
- 第 9 条 教員は本学の同意を得ずに校外で兼任または兼職してはならない。他校での兼任授業は毎週最高 4 時間までとする。校外での兼職は本学の兼職規定に従う。許可を得ず校外で授業を兼任または兼職していることが調べにより明らかになる場合、兼任教員に変更することができる。
- 第 10 条 専任・兼任教員は全て規定に従い授業を行う。休暇申請が必要な場合は、本学の「専任（兼任）教員授業休止・補修実施要綱」および「専科以上学校兼任教員任職規定」第 9 条の規定に従う。
- 第 11 条 専任教員には、学生の学習面での相談への対応、本学の各種会議や活動への出席と参加、各規定の履行、各種会議の決議案の遵守の義務がある。
- 第 12 条 専任教員は学校の評価制度に積極的に協力する。学校は教学、研究、指導・役務の効果を評価に組み入れ、教員の昇進、雇用継続、雇用停止、契約継続停止、奨励の重要な参考情報とする。連続 2 年評価結果が「不合格」または連続 3 年で 1 回も「合格」となっていない者は、各階層の教員評価委員会に提出し、次学年の契約継続停止の審議対象とする。

- 第 13 条 新入教員が 2 年以内に（2 月 1 日に雇用を始めた場合は 2 年半として計算する）学術論文または著作（作品や業績証明を含む）を發表しない、または産学計画を取得しない（すなわち、本学の「教員評価研究合格成績実施要綱」、第 2 または 3 点の成績に達しない）場合、雇用期間の満了後、雇用を継続しない。
- 第 14 条 専任教員が雇用期間満了後に勤務を継続しない場合、雇用期間満了の 1 か月前までに学長の承認を得る。これをしない場合、1 か月分の給与総額（基本給と学術研究付加給与を含む）を賠償する。入職後または雇用契約有効期間中の辞職は、学部、所、科、組の課程の調整または形態変換などの必要により学校が承認した場合を除き、違約と見なされ、2 か月分の給与総額（基本給と学術研究付加給与を含む）を賠償する。賠償金の支払いが終わっていない場合は、離職証明書に義務の未履行に関する内容を明記する。
- 兼任教員が入職後または雇用契約有効期間中に辞職する場合、違約とみなされ、当学期に受取った時間給全額を賠償するほか、その後任職させない。
- 第 15 条 本学は、業務上の必要から雇用教員の個人情報のコンピューター処理と使用を行うことができる。ただし個人情報保護法の規定に違反してはならない。教員が業務の必要から、学生の個人情報を処理する場合、個人情報保護法の規定に従う。
- 第 16 条 教員の著作が学術倫理に違反する場合、教育部の「専科以上の学校の教員による教員資格審査規定への違反の処理原則」、「専科以上の学校の学術倫理案件の処理原則」、本学の「教員による教員資格審査規定への違反および学術倫理違反の処理規定」、その他関連規定に従う。
- 第 17 条 教員が、教育人員任用条例第 31、33 条の任用制限事由に該当する、教員法第 32 条の義務または教員法第 4 章が列挙する事項に違反する場合、関連法規に従い契約解除、契約継続停止、雇用停止、解雇の対象となる。
- 兼任教員が雇用契約の有効期間中に、専科以上学校兼任教員任職規定の第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条の規定に該当する場合、本学は雇用契約を終了する。
- 兼任教員が雇用契約有効期間中に、専科以上学校兼任教員任職規定第 11 条第 1 項および第 2 項の規定に該当する場合、本学は一時的に雇用契約を停止して調査待ちとし、調査の結果事実であることが明らかになった場合、当該規定第 5 条および第 6 条の規定に従う。
- 第 18 条 教員は、教学、指導、訓練、評価、管理、指導、学生への職業機会の提供に当たり、性または性別に関連した人間関係において、職業倫理にもとる関係を築いてはならない。
- 教員が、学生との間に前項の職業倫理に違反する関係が存在するおそれがあると判断する場合、それを回避するか、学校に報告して処理する。

- 第 19 条 教員は他者と自分の性または身体の自主性を尊重し、本人の意思に反した求愛行為をしてはならず、強制または暴力手段により性または性別に関連した問題を処理してはならない。
- 第 20 条 教員は性別の平等を重んじ、教員職業倫理を厳格に遵守する。セクシュアルハラスメントのない安全な環境を提供し、学生の権利利益を守るために行う防止措置と処罰は、本学の「学校での性的暴行、セクシュアルハラスメント、性的いじめの防止規定」および「教職員のセクシュアルハラスメント防止措置、申立て、懲戒規則」に従う。
- 第 21 条 本雇用契約で明記されていない他の事項は、教育法令と本学の関連法規に従う。
- 第 22 条 本雇用契約は本学の教員評価委員会の審議を経、学務会議にて可決され、学長の承認後に公布・実施される。